

令和4年度

第3回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年6月21日（火）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作
(1)村上 洋一 (2)田中 重信 (3)吉田 義信
5. 議事録署名委員 5)谷口 高史 6)長谷川 均
6. 現地確認 7)内藤 秀幸 8)南 和夫 (1)村上 洋一 (2)田中 重信
(3)吉田 義信
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第11号議案	農地法第3条の規定による許可について	2件
第12号議案	農地法第4条の規定による許可について	2件
第13号議案	農地法第5条の規定による許可について	6件
第14号議案	非農地証明願いの承認について	1件
第15号議案	青年等就農計画に関する意見について	1件
第16号議案	農用地利用集積計画の決定について	14件
 - 5) 報 告

報告第6号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	2件
報告第7号	農地の貸借の合意解約通知について	2件
 - 6) 協 議

協議第2号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について	1件
-------	-----------------------	----
 - 7) その他
 - 8) 閉 会

局 長

ただいまから、令和4年度第3回加東市農業委員会総会6月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち現在13名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。なお、11番山本委員が少し遅れるとの連絡がございました。山本委員が来られましたら14名の出席となります。なお、15番岸本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、村上委員、田中委員、吉田委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和4年度第3回6月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、内藤委員さん、南委員さん、村上推進委員さん、田中推進委員さん、吉田推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員に5番の谷口委員と6番の長谷川委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第11号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第11議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地の位置図、P2に譲受人の耕作地位置図をつけております。耕作地の位置図に黒丸が点々とついていますが、〇〇が耕作されている農地です。申請地は耕作地の中に含まれております。

譲渡人は、農業後継者がなく、今後も自分で耕作する予定がないので、営農組合に譲渡したいということで、今回申請をされました。

譲受人である〇〇は、農地所有適格法人で、現在、利用権設定で申請地を耕作されております。今回の申請にあたって、利用権は一旦解約をされています。

番号2、資料P3に申請地の位置図と譲受人の耕作地位置図、P4～7に営農計画書をつけております。申請地は現在営農型太陽光発電設備が置いてある農地として、太陽光の下部でブルーベリーを栽培されているのです。

が、今回、営農型太陽光発電の転用の更新にあたりまして、ブルーベリーの栽培を今回申請されている〇〇に任せたいということで申請をされました。

借受人の〇〇は、現在、〇〇でも 45 a の農地を借りて同じようにブルーベリーを栽培している一般法人で、土地の所有者である〇〇は仕事が忙しく耕作に手が回らないので〇〇に貸し付けたいということです。

営農型太陽光発電を設置しているのは、所有者の〇〇が代表をされている〇〇という法人で、今回申請されている今後耕作をされたい〇〇とは別の会社です。〇〇が借りられる農地につきましては、太陽光の支柱部分を除いた農地の面積になります。

資料 P4～7 の営農計画書は、営農型太陽光発電の営農計画と同じものですが、太陽光を設置するのが〇〇で、下で営農するのが借受人の〇〇という計画になっています。

P5 に計画期間があります。営農型太陽光発電の許可期間が 3 年間のため、4 年目以降が斜線で消されていますが、耕作自体は今後 10 年間に契約されています。ここにつきましては、これまで耕作が不十分で農地パトロールで何度か指導文書を出しましたが、その後、改善され、現在は一応ブルーベリーが前よりはよく育っています。その耕作を引き継いで行うという計画です。

借受人は、農地所有適格法人ではなく一般法人の扱いですので、耕作が不適切な場合は契約を解除するという条件付きの貸借権です。

〇〇の農業委員会に確認したところ、向こうでは地元の方を雇用して特に問題なく営農されているそうです。また、加東市からは、地域農業への影響について特に意見はないと回答がありました。

以上 2 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第 11 号議案の説明といたします。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

委 員

ブルーベリーは既に植わっているということですか。

事務局

植わっています。

委 員

露地栽培ですか。

事務局

ポット栽培です。露地ですが、下に防草シートを敷かれてその上にポットを並べて、ブルーベリーの木を一本ずつ植えられています。

委 員

〇〇で栽培している例がありまして、2～3m、10 a で 150 本ほどと聞いて

	<p>ております。どれくらい採れているのかと聞くと、1ポット当たり700g～800gだそうです。それでも10aでいうと100kgくらいになります。それくらいの収量があるなら普通かなと思いました。今までブルーベリーをやっているなら今までの報告は出ているのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告は出ていますが、先ほども言いましたように、今まで耕作があまりきちんとされていなかったです。農地パトロールでもずっと見に行っていたのですが、去年はパトロールで見に行ったら、植木鉢が転がってしまっていて、どういうことなのかと指導文書を送らせていただきましたら、大きな植木鉢に植え直して、今は灌水設備も設置されたということです。実際のところ、令和元年に許可を取ってパネルを設置されていますが、まだブルーベリーを収穫されたことは一度もないです。はじめは苗木が小さかったので採れないということもありますが、管理が不適切だったので全く実が採れていないということです。今年はなんとか大きくなってきたので収穫できるのではないかとというような状況です。</p>
<p>委員</p>	<p>4年目ということですね。ブルーベリーでポットであれば、採れるのが4～5年と聞きました。普通であれば採れるはずですね。土壌管理が難しいと聞いておりますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>ブルーベリーの実も色は緑色ですが、結構な数になっているところもありましたので、今のところはなんとか大丈夫なのかなと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>しっかり管理されれば、それなりの収量が期待できるということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。そうしてもらわないとこちらも困るなというところではあります。</p>
<p>委員</p>	<p>兵庫県のデータはないようですが、地域の平均的な単収が100kgと書かれておりますが、根拠は何でしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>後ろの方にブルーベリーの栽培にあたって色々指導を受けておられる〇〇という法人が書かれた資料がありますが、実際にこの辺でブルーベリーの平均的な収量というデータはありませんので、こちらも研究機関から貰われたデータと聞いております。</p>
<p>委員</p>	<p>P18に10aあたり300株と書かれております。〇〇の事例ですが、試験場の一番良い成績で1株当たり1.8kgです。実際は、試験場のデータの半分ほどになるようですので、100～150kgというのはおかしな数字ではないですが、100kgの根拠を再度確認された方がいいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>根拠については確認させていただきます。</p>

議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 11 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第 11 号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第 12 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 12 号議案を朗読～
議 長	この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	農地法第 4 条の現地調査の結果を報告します。 第 12 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。 以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P22 に申請地の位置図、P23 に現況写真、P24 に配置図をつけております。 申請地は、自宅に沿った細長い土地で、ここまでが宅地の敷地内だと思い込んで農業倉庫とカーポートを建ててしまったということで、今回、隣に息子が分家住宅を建てることになって、この地目が農地であることが判り、始末書を添付して申請されています。令和 4 年 5 月に農業振興地域の農用地から除外され、土地改良区は受益地外です。 番号 2、資料 P25 に申請地の位置図、P26 に配置図、P27 に現況写真をつけております。 申請地は、大工だった申請人の父が、息子の住宅を建てるために宅地の敷地内で建築許可を取られましたが、実際は許可とは違う場所に家を建てており、申請人はそれを知らずに完成した家に入居して住んでいました

が、その後、父が亡くなって相続した後、許可が得られていないことが判り、県の土木事務所や農振部局と協議して、建築許可や農振除外のめどが立ちましたので、始末書を付けて転用許可を申請されています。資料 P25にある申請地の位置図ですが、薄い色がついているところが元々家を建てようとしていた場所ですが、実際はそこからはみ出して、P26にある図面のように道路側に進入路をつけた長い宅地に現在なっております。5月に農業振興地域の農用地から除外され、東播用水は決済済みです。

これら2件の転用申請につきましては、農地法第4条第6項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第12号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第12号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
続きまして、第13号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第13号議案を朗読～

議 長 この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 農地法第5条の現地調査の結果を報告します。
第13号議案、番号1の〇〇は、〇〇にあり、現場は畑でありました。
続きまして、番号2の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。
続きまして、番号3の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。
続きまして、番号4の〇〇は、〇〇にあり、現場は畑でありました。
続きまして、番号5の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。
続きまして、番号6の〇〇は、〇〇にあり、現場は田でありました。

	<p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P22 に申請地の位置図、P24 に配置図をつけております。 申請地は、第 12 号議案で無断転用されていた土地の隣の農地で、同居する孫が大きくなって手狭になったため、自宅の隣に息子家族の分家住宅を建てたいという申請です。この申請に伴って、先ほどの無断転用が判明したため、申請されました。この申請地も 5 月に農業振興地域の農用地から除外されており、土地改良区は受益地外です。</p> <p>番号 2、資料 P28 に申請地の位置図、P29 に配置図をつけております。 申請人は、現在、アパート暮らしをされていますが、父が高齢になられているため、実家の近くに自宅を建てたいということで申請されました。申請地は〇〇にあり、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 3、資料 P30 に申請地の位置図、P31 に土地利用計画図をつけております。 申請人は、現在の事業所敷地が〇〇のために買収されることから、近接地で代替地を探したところ、所有者と話がまとまったので申請されました。こちらの申請地も、令和 4 年 5 月に農業振興地域の農用地から除外されており、土地改良区は区域外です。</p> <p>番号 4、資料 P32 に申請地の位置図、P33 に利用計画図をつけております。 申請人は、現在、夫婦でアパート暮らしをされていますが、子どもが生まれると狭いため、今後の子育てや親の介護を考えて、実家のそばの父の土地を借りて分家住宅を建てるために申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 5、資料 P34 に申請地の位置図、P35 に平面図をつけております。 申請人は、現在、妻の両親と同居されていますが、子どもの成長により手狭になったため、妻の父の土地を借りて分家住宅を建てるために申請されました。申請地は、令和 3 年 1 2 月に農業振興地域の農用地から除外されており、東播用水は決済済みです。</p> <p>番号 6、資料 P3 に申請地の位置図、P4～7 に営農計画書、P8 に配置図、P9～10 に地域や隣接の方の同意書、P11 に農地復元確約書ということで許可期間が過ぎたら太陽光を撤去して元の農地に復元しますといった確約書で、P12～21 に〇〇のブルーベリーの栽培に関する意見書をつけております。</p>

この申請は、令和元年に営農型太陽光発電の許可を取られて3年間の一時転用許可ということでされていましたが、その期間が満了するため、引き続き太陽光発電を設置したいということで再許可の申請をされています。パネルの下での営農は、これまでは所有者ご本人がされていましたが、手が回らないということで先ほどの〇〇がこれからは営農を継続されるということです。ブルーベリーは農業委員会の指導もありまして、少し営農方法を改善されまして、自動灌水機も設置されたので、収穫のめどはたってきたかなというところです。営農型は耕作放棄地を活用するとか、農振農用地ではない第2種や第3種の農地でされるとか、営農されるのが認定農業者の方の場合でしたら、10年間の許可がもらえますが、この申請地は農振農用地内で、営農されるのも一般法人がされるということで、認定農業者ではないので、許可は最長3年間になります。申請地は農業振興地域の農用地内ですが、農振計画上支障はないという意見を加東市からいただいています。東播用水は一時転用の手続き済みです。

これら6件の転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第13号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。
第13号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
続きまして、第14号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第14号議案を朗読～

議長 この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。

現地調査委員 非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。

	<p>第 14 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は宅地でありました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P36 に位置図、P37 に現況写真をつけております。</p> <p>申請地は、昔、牛小屋があり、平成 13 年頃に歩道拡幅で牛小屋を取り壊した後は自宅の入口として使っており、今回、納屋を建て替えるにあたって地目が農地のままと判り、登記と現況を合わせるために申請をされました。申請地は、農振地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>この申請地については、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 14 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 14 号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 14 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 15 号議案「青年等就農計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 15 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
農政課	<p>資料 P38、申請者は〇〇にお住まいの〇〇となります。年齢は 46 歳となっております。就農地といたしましては〇〇、就農形態といたしましては親の農業を継承し、農業を開始することとなっております。継承する範囲は、全て継承するという事です。営農類型といたしましては単一経営の水稻のみとなっております。将来の農業経営の構想といたしま</p>

しては水稻耕作面積の拡張に加えて、ドローン等によるスマート農業を視野に入れつつ、年間農業所得 700 万円を目指す計画になっております。現状の所得といたしましては、450 万円、目標といたしましては、700 万円としております。農業経営の規模に関する目標といたしまして、現在、山田錦、愛山、うるち米、山の芋の耕作を行っております。山田錦と愛山につきましては、5 年で規模を拡大していくという方向になっております。うるち米につきましては、現状の維持、山の芋につきましては 5 年後に縮小の方向で考えられております。5 年後といたしましては一町ほどの面積の増加となっております。

資料 P39、それぞれ所有地と借入地の内訳を記載しておりますのと、作業受託はなしとなっております。生産方式に関する目標といたしまして、田植え機とコンバインの更新というのを今後 5 年間で計画されております。

資料 P40、経営管理に関する目標といたしまして青色申告の実施、農業日誌、パソコン等による経営の管理を行うこととしております。また、地元の同業者と連携しまして、効率よく農作業を進めるため、農地拡張計画を構築していく予定となっております。農業従事の形態といたしまして、月に 7 日程度を休日とし、特に夏季における日中の労働時間の短縮に務めることといたしております。それぞれコンバインと田植え機の導入の時期を記載しております、その下に農業経営の構成といたしまして〇〇と〇〇、〇〇の 3 人で農業をしていくこととなっております。また農地の拡大にあたって、臨時雇用を 1 人検討されるということで、計画に記載をしております。

資料 P41～44 については記載がないですので説明を省略させていただきます。

資料 P45、青年等就農計画認定申請にかかる今後 5 年間の収支計画となっております。それぞれの単収につきましては、令和 3 年度実際にお父様がされている実績値を基に算出をしております。今後 5 年間で山田錦と愛山の耕作面積を拡大することで、収入を増やしていく計画となっております。農業経営費につきましては、規模拡大に応じて増加していくこととなっております。青年等就農計画における目標所得は 200 万円としておまして、5 年後は 700 万円ということで、目標としては十分達成しているというところで、計画認定をしていきたいと思っております。

以上で、第 15 号議案の説明とさせていただきます。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

委 員

山の芋部会でお父様と一緒にやっておりましたが、山の芋が減っていることについてお父様は納得されていますか。

農政課

山の芋につきましては、非常にお父様が熱心にされていた中で、今後

	面積を拡大していくにあたって山の芋を耕作していくことは非常に時間がかかるということで、水稻を拡大していくにあたって減らしていく計画になっております。お父様には了承をいただいております。
議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 15 号議案「青年等就農計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	全員挙手にて第 15 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第 16 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 16 号議案を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	P7 の 1 番は、賃貸借権の新規設定です。次の 2 番から 7 番までは、賃貸借権の更新です。次の P8 の 8 番から 11 番までは、使用貸借権の新規設定です。12 番と 13 番は、使用貸借権の更新です。最後の 14 番は、ひょうご農林機構が中間管理権を新規設定するもので、機構が借り上げた上で、担い手の〇〇へ使用貸借で貸し出されます。 全体の集計は P6 です。なお、括弧書きは内数で、ひょうご農林機構の中間管理事業分になります。 賃貸借権の設定が 7 件、14 筆、17,817 m ² 、使用貸借権の設定が、7 件、8 筆、7,292 m ² 、うち機構の分が、1 件、1 筆、1,422 m ² です。 合計 14 件、22 筆、25,109 m ² に利用権が設定され、6 月 30 日に公告される予定です。 以上で、第 16 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。

	<p>第 16 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて第 16 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告第 6 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 6 号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P46 に位置図をつけております。 農地を共同住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>番号 2、資料 P47 に位置図をつけております。 農地を露天資材置場兼露天駐車場にするための届出を受理しました。</p> <p>番号 3、資料 P48 に位置図をつけております。 農地を露天駐車場にするための届出を受理しました。</p> <p>これら 3 件の届出については、添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、1 番は 5 月 20 日付、2 番は 5 月 31 日付、3 番は 6 月 14 日付で受理通知書を交付しました。</p> <p>以上で、報告第 6 号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第 7 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 7 号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番は、ひょうご農林機構を通して〇〇が使用貸借権を設定されていましたが、第 11 号議案の 1 番で許可をいただきましたとおり、〇〇へ贈与されるために、双方合意により利用権を解約されたものになります。</p> <p>以上で、報告第 7 号の説明といたします。</p>

議 長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。
続いて、協議事項に入ります。
事務局より提案内容の説明を求めます。

事務局

議案書 P10、協議第 2 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてということで、先月にもご説明をさせていただきましたが、令和 4 年 2 月 2 日付で農林水産省の経営局長通知が出ておりまして、それによりまして農業委員会で活動の目標の設定をする必要があるということでお話しさせていただいていました分について、今回、詳細な目標の数値等の案を作成させていただきましたので、そのことについてご説明をさせていただきます。

議案書 P11、令和 4 年 4 月 1 日時点の農業委員会の体制や、加東市の農家・農地等の概要について統計や農政課への聞き取り等によりまして、人数、面積等を入れさせていただいておりますので、またご覧ください。

議案書 P12 からは、最適化活動の目標というものになっております。まず 1 番上の(1)農地の集積というところで、所謂担い手と呼ばれる認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織に農地の集積をどのくらいするのかといった目標を立てているところになっております。①現状及び課題といったところは、現状につきましては担い手に 14%の集積率となっております。②目標といたしまして令和 9 年度に加東市の農政課で農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の中で、集積率 30%を目指すという設定をされておりますので、農業委員会もそれに準じて 9 年度に 30%を目指していくというところで、令和 4 年度につきましては、現在 14%で目標の 30%まで残り 16%というところで、5 年間に単純計算で 3.2%ずつ上げていく必要がありますので、今年度末の集積率が現状から 3.2%上げて 17.2%を目指すというところで、今年度については担い手に新たに 90ha ほど集積をしていけば率的には達成ができるというところで、目標の設定をさせていただいております。

(2)遊休農地の解消ですが、こちらも現状は、昨年の農地パトロールの結果に基づいて数値を入れさせていただいております。実際のところは、89,801 m²について、遊休農地と判定しておりまして、四捨五入して 9ha ということにさせていただいております。目標といたしましては、昨年判定した農地を今後 5 年間で解消するような目標を立てなさいということをおっしゃっておりますので、毎年 5 分の 1 ずつ解消するという目標を数値的には立てさせていただいております。令和 4 年度については、1.8ha ほど解消できればいいなというところで目標設定をさせていただいております。イ新規発生遊休農地の解消のところにも目標の数値を入れておりますが、国から令和 4 年度については、記入は特に必要ないと通知がきましたので、2.5ha と書いておりますが 0 に修正をお願いします。

議案書 P13、(3)新規参入の促進ですが、現状といたしましては、平成 31 年度は 0、令和 2～3 年度は 1 ずつということで、認定の新規就農者

の方で認定をされた方がいらっしゃいますのでその方の数字を入れさせていただきます。②目標については、平成28～30年度に3条や利用権で権利移動があった面積の平均を出して、その1割以上を目標に新たに新規就農をされるとか新規参入をされる方に農地を貸してもいいという同意を所有者から取った数を目標の数値として入れなさいということですので、平均が154haになっておりますので、新たに就農される方や入ってこられる方に貸してもいいよとお声をいただいた面積が15.4ha集まれば目標達成になるということで設定をさせていただきます。

2の(1)がこれから一番委員さんに関係してくる部分かと思いますが、先月も少しお話をさせていただきましたが、活動記録カードを毎月出させていただきたいというところで、普段からいただいている農地の見守りや声掛けを5分でも電話一本でも一日活動したことになりますので、お一人あたり月8日程度の目標を設定させていただきます。皆さんお忙しいとは思いますが、できる限り活動していただいて、活動記録カードに書いてご提出いただければと思っております。

(2)活動強化月間の設定ですが、こちらも3か月以上活動強化月間を設定しなさいと言われておりますので、農地パトロールのタイミングや農業者年金や農業新聞の啓発を9～11月をあてさせていただきます。できる範囲で普段からいただいていることをより頑張らせていただければと思っております。

最後に(3)新規参入相談会への参加目標ですが、農政課で今回かかりました青年等就農計画の認定の前にヒアリングをしておりますが、そこに担当区域の農業委員さんや推進委員さんに一緒に入らせていただきましてヒアリングさせていただきたいということで、あればお声かけさせていただきますといったお話を先月させていただいたと思っておりますが、その分でどなたかに参加していただくというところを目標にさせていただきます。一応1回とさせていただきますが、今回の〇〇の分は〇〇委員さんにお声かけさせていただきます。事務局と一緒にヒアリングにご参加していただきましたので、目標といたしましては達成してはいますが、今後もこういったことがありましたら担当区域の委員さんにお声かけさせていただきたいと思っておりますので、またご参加していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

目標設定についての説明は以上になります。何かありましたら言っていただければと思っておりますのでご協議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局より最適化活動の目標について提案がありましたが、何か意見はありませんか。

委員

最適化活動日数が8日になっておりますが、活動記録カードは8枚書いたらいいということですか。

事務局

8枚でも、1枚に8日分書いていただいても大丈夫です。

議 長	他にございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、提案のとおり目標を設定することとします。 以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。
事務局	農地パトロールですが、来月の定例会のときに実際にまわるところの 一覧表をお渡しさせていただく予定にしておりますが、もし、それまでにパトロールで見てほしいところがあるとか近所から話を聞いていると かありましたらまた事務局へご連絡いただきましたらパトロールの場所に追加しますのでよろしくお願ひいたします。 活動記録カードについて、今回早速皆さん書いてきていただいてありがとうございます。会長もおっしゃられていましたが、全国的にこういうことが言われておりますので大変ご面倒かと思いますが今後どうぞよろしくお願ひいたします。 机に置いておりますが、研修のご案内ということで県の農業会議のほうから農福連携研修会というのが神戸の楽農生活センターであります。申し込みが23日締め切りとありますが7月1日まで受付しておりますので、もしご希望の方がおられましたらおっしゃっていただいたら申し込みさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。 事務局からは以上になります。
議 長	何かご質問等はございませんか。
委 員	農地パトロールの1班の地域交流センターは元の公民館のことですか。
事務局	旧滝野文化会館のことでして、集合場所は前回と同じ場所になります。
議 長	他にございませんか。
各委員	～質問なし～
議 長	本日はありがとうございました。 これもちまして、令和4年度第3回総会6月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 谷口 高史

議事録署名委員 長谷川 均
